

令和6年3月26日

一般財団法人長野県剣道連盟
主催大会開催にあたっての感染拡大予防ガイドライン

(一財)長野県剣道連盟

公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」）は、「対人稽古再開に関する感染予防ガイドライン」を改定し、令和5年6月2日付けで「稽古に関する感染予防ガイドライン」（以下「全剣連ガイドライン」）を制定しました。それを受け、長野県剣道連盟（以下「県剣連」）においても、令和2年6月9日付けで制定した「稽古再開に向けたガイドライン」を改定し、令和5年6月10日付けで「稽古実施に関する感染予防ガイドライン」（以下「県剣連ガイドライン」）を制定しました。これに伴い、本連盟制定の「主催大会開催にあたってのガイドライン」（以下「県剣連大会ガイドライン」）を令和5年7月12日付けで改定、今回一部改定しました。

今後の本連盟主催大会につきましては、このガイドラインに基づいて実施しますのでご理解ください。選手はもとより、審判員、役員、係員等すべての大会関係者（以下「関係者」）の安全を第一に考えて実施して参ります。大会関係者はこの大会ガイドライン並びに「全剣連ガイドライン」「県剣連ガイドライン」を遵守して、安全な大会の実施に努めていただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは全剣連制定「大会ガイドライン」に準じておりますので、本ガイドラインと試合審判規則等とが抵触する場合、当面は本ガイドラインの規定を優先します。また、感染症の状況や大会会場が所在する市町村、大会会場となる施設の方針により、逐次、本ガイドラインの見直しにより安全性の確保を図る予定ですので、ご留意ください。

ガイドライン

【大会を開催するにあたって】

- (1) 県剣連は、一般財団法人として、日本政府・行政・各自治体の方針に基づき、剣道の特性を考慮した各種対応を実施する。
- (2) 県剣連は、開催場所が所在する市町村等自治体および大会会場となる施設の方針を遵守するものとする。また、自治体や施設には感染対策について事前に相談を行い、了承を得たうえで各種対応を実施する。
- (3) 県剣連は、感染症に関する専門家及び関係機関の意見を尊重し、十分な意見・情報交換を行う。
- (4) 県剣連は、今後、日本政府・行政・各自治体や専門家等から新しい見解が示された場合は、随時、本ガイドラインの見直しを行う。
- (5) 県剣連は、本ガイドラインの内容について、選手、関係者全員に周知し、意識・知識・行動を統一する。また、大会の運営に関わるすべての関係者にも理解と協力を要請する。（関係者とは、選手付添い・選手関係者・審判員・大会役員・係員・県連役員等のことをいう）関係者の家族・近親者、報道機関各社の記者・スタッフにも、本ガイドライン遵守の徹底について理解と協力を求める。
- (6) 選手ならびに関係者は、本ガイドラインを遵守し、安全な大会運営に協力する。
- (7) 大会スケジュール策定にあたっては、入場・受付時の密集を避けるため受付時間を幅広く取る、トイレ・休憩室に密集を避けるため休憩時間を長くするなど、全体として余裕をもった時間割とする。
- (8) 観戦者の入場を「可」とし、有観客で実施することを原則とする。人数の制限等につい

ては大会の種別や日程、会場の規模などを考慮して慎重に判断する。(各行事の要項および事前案内にて通知)。観戦者が入場する場合の遵守事項は、選手ならび関係者と同様とする。

【大会を開催するにあたって】

1. 大会への出場・参加について

(1) 以下に該当する者は出場（関係者は参加）できない。

①基礎疾患のある者

●基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者など」をいう。

●これらの者が理由があって出場（参加）する場合は、主治医の承認を得るものとする。

②発熱のある者

●個人差はあるが、一般的には「37.5 度以上ある者」をいう。

③咳、咽頭痛など風邪のような症状がある者、その他体調がよくない者

④同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

⑤過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 「参加者確認票兼健康チェックシート」の提出は不要とする。ただし、感染症の流行状況によっては提出を求める場合がある。

2. 日常生活における感染予防

選手・大会に参加する関係者へは、ワクチン接種を推奨する。そして、普段の生活の中で、最大限の感染予防に努め、特に以下の点を遵守する。また、その家族や近親者においても協力を求める。

(1) 3密（密集・密閉・密接）を避ける。

(2) 手洗い・消毒、フィジカル・ディスタンスの確保を励行する。

(3) 窓などの開放による室内の積極的な換気を励行する。マイクロ飛沫が屋内に長時間滞留することのないよう、窓やドアなどを可能な限り開放し、換気扇や扇風機等の積極的な使用により、空気が十分に流れるようにする。

(4) 選手・大会に参加する関係者は、発熱や咳、倦怠感等の特有症状を認めた場合には、出勤（通学）を見合わせ、早退、医療機関の受診などの対応を速やかに行うこととする。

3. 新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対応

(1) 発熱した場合

①体温が 37.5 度以上の場合

選手・大会に参加する関係者は、起床時の検温で 37.5 度以上であった場合および前述の症状が見受けられた場合には、医療機関を受診し、医師の判断を仰ぐ

②37.0 度以上の体温が 2 日間続いた場合

起床時もしくは就寝時の検温で、37.0 度から 37.4 度が 2 日間続いた場合にも、上記と同様とする。

4. 大会開催時の主催者による感染予防対策（大会前日を含む）

(1) 選手・大会に参加する関係者の入場・受付

①選手・大会に参加する関係者に、大会参加及び会場入場にあたって受付を行う。

なお、受付は可能な限り広い場所で行う。

②会場入口にて検温を実施し、37.5 度以上ある者は入場させない。このことは事前に参加

対象者に周知する。

- ③会場入口に消毒液を設置し、入場時の手指消毒を徹底させる。
 - ④入場口を広くしたり、多数の係員を配置したりするなど、選手・大会に参加する関係者が施設に入場する際、混雑しないように十分配慮する。
- (2) 大会会場の換気及び空調の対策
- ①扉や窓は可能な限り開放し、風通しを確保する。
 - ②外気からの風通しを十分に確保できない箇所は、空調の強化のほか、工業用送風機等の積極的な使用により、空気が十分に流れるような対策を講じる。
 - ③通風・換気の確認のため CO2 モニターを使用する。
- (3) 更衣室・待機場所や控室、トイレなどの環境整備
- ①更衣室・控室等はスペースを確保し、間接的な接触を解消できるように工夫する。
 - ②更衣室・控室等は、できる限り向かい合う2つの扉や窓を開け、風通しを確保する。
 - ③トイレには手指消毒用の消毒液、ペーパータオルを設置する。
 - ④選手・大会に参加する関係者は、会場内でも手洗い、うがい、手指消毒に努める。また、トイレでは蓋を閉めてから水を流すようにする。
 - ⑤手洗い、うがいの場所をできる限り多く確保する。また、できる限り多くの場所に手指消毒用消毒液を設置する。
- (4) 打ち合わせ・会議
- ①審判員・選手（監督）打ち合わせ
打ち合わせの際は、参加者の席を指定する。
 - ②その他の会議や打ち合わせ
(ア) できる限り風通しのよい場所で、扉や窓の開放及び扇風機等の併用により換気を十分に行い、適切な参加人数、互い違いに座るなど相互の距離（1メートル以上）に十分に配慮する。

5. そのほかの注意事項

- (1) 参加者には時間に余裕をもって行動するように求める。
- (2) 係員は選手と必要以上に接触しないように注意を促す。

6. 取材対応について

- (1) 事前申請
大会当日、取材等を希望する報道機関関係者は、事前に県剣連に申請する。申請を受けた報道機関関係者には許可証を発行する。許可証がない場合は、原則入場は認めない。
- (2) 取材エリア
可能であれば専用エリアを設ける

【大会時の選手（付添いを含む）の心得】

1. 大会当日の注意事項

- (1) 起床時、検温と次の体調確認を行う。咽頭痛、せき、嗅覚異常、味覚異常、強い倦怠感、その他の症状（頭痛・腹痛・下痢・嘔吐など）
- (2) 会場に入場後、受付を行い、受付終了後は指定された場所に移動し、待機する。
- (3) 更衣室を利用する場合は、密を避けるため、更衣を済ませたら速やかに退室する。
- (4) 待機場所
 - ①試合時以外は指定された場所で待機する。
 - ②基本的には試合場との移動のみとし、必要以上に動かない。

- (5) 飲食について
指定された場所以外で飲食しない。
- (6) 時間に余裕をもって行動する。

2. 試合中の注意事項

- (1) 面マスクまたはシールド着用とする。(マスクは口と鼻を確実に覆う物とする。シールドは口元を覆う物とし、形状の指定はしない) シールド着用の場合には、シールド下部に飛沫防止用のフィルタースポンジを着用することが望ましい。

3. 観戦時の注意事項

声援は禁止する。(飛沫が飛散し感染拡大の恐れがあるため)

【暫定的な試合・審判の方法】

- (1) 新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、感染状況等を踏まえながら暫定的な試合・審判法を大会要項に定める。
- (2) 試合時間の短縮、延長戦は時間を区切り休憩を入れる等、熱中症対策を積極的に取り入れる。
- (3) 審判員の試合場への入退場の際は、1メートル以上の間隔を空けて行い、副審は試合開始線の外側を通過して定位置まで進む。
- (4) 審判員の合議は1メートル以上の間隔を空けて行う。
- (5) 審判員が試合終了後に当該試合の反省を行う場合は、1メートル以上の間隔を空ける。

【大会終了後の対応】

1. 参加した選手、関係者が大会終了後に罹患と診断された場合の報告と対応

- (1) 大会終了後、1週間以内に医師により罹患と診断された場合は、医師の指示に従って対応し、県剣連に至急連絡する。
- (2) 県剣連は感染症の専門家および関係機関に相談し、指示を仰ぐ。

以上

令和2年10月23日 制定
令和3年 9月 2日 改定
令和4年 6月 3日 一部改定
令和5年 7月13日 一部改定
令和6年 3月26日 一部改定

《ガイドラインに関する連絡先》
一般財団法人長野県剣道連盟事務局 電話 026-237-8939 FAX026-235-8266